

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1028 号（諮問第 1683 号）

件名：愛知県情報公開条例解釈運用基準の開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 10 月 25 日

2 原処分

令和元年 11 月 8 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し「愛知県情報公開条例解釈運用基準」のうち、第 2 条第 2 項関係（行政文書）に係る部分（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。

3 審査請求

令和元年 11 月 12 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 1 日

5 答申

令和 4 年 12 月 23 日

6 審査会の結論

知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示したことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書の特定について

実施機関によれば、本件開示請求書には、「行政文書の定義、判断基準（各実施機関、年度ごと）」と記載されているが、行政文書については、条例に

定められているものの、各実施機関、年度ごとに別個の定義や判断基準が存在するものではなく、また、本件開示請求書には「県民総務課に対する開示請求」と記載されていることから、条例の所管部署である県民総務課情報グループで管理している行政文書の定義、判断基準が記載されている文書が請求されているものと解し、本件行政文書を特定して開示決定したとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、条例第2条第2項の条文において、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいうといった行政文書の定義が記載されており、同項の解釈及び運用において、具体的にどのような文書等が行政文書に該当するのかといった判断基準が記載されていることから、本件行政文書は請求内容に合致する文書であると認められる。また、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、他に請求内容に合致する文書を探索したが、存在しなかったとのことであり、当該実施機関の主張に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

よって、本件開示請求において、本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(3) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

県民総務課に対する開示請求

行政文書の定義、判断基準（各実施機関、年度ごと）